地域差をどう見るか・三位一体改革の進め方

土居 丈朗

慶應義塾大学·TCER

http://www.econ.keio.ac.jp/staff/tdoi/

公共事業や税収の地域差

- ■どう評価するか
 - □公共事業・・要は、大都市部で取った税金で農村部に 公共施設を作る
 - > なぜそんなに国税で負担しなければならないのか
 - > 所得再分配政策の手段として不適切
 - □税収格差・・同じ税率で課税しているから生じている
 - > 完全に是正する必要はない
 - > 現行の地方交付税で是正するのは手段として不適切



- 交付税の算定方法 「基準財政需要額 - 基準財政収入額」 に応じて交付
- 算定方式の問題点 基準財政需要額が減ると交付税が減る 基準財政収入額が増えると交付税が減る

歳出削減や税収増加の努力を怠る

税源移譲にはらむ問題点

■税源移譲

国税減税 = 地方税増税

税収のゼロサム・ゲーム

累増する債務の下で、増税しないのか?

■ 課税自主権の拡大を = 増税の自由を 現行の地方税法 = ポジティブ・リスト 自治体の課税自主権に制限



- 国の財源保障や関与の現状維持を前提とし、国庫補助負担金の削減と税源移譲をパッケージとし、地方交付税の改革をそれとはやや独立させた形で行おうとしている
- ▶補助金の削減が本当に地方自治の拡充をもたら すとは限らない
- ▶地方交付税を通じた手厚い財源保障と地方の自立しでではできます。
- > 地方交付税の改革こそ三位一体改革の本丸



- 1. 国と地方の役割分担の明確化
- 2. 基礎的サービス(最低保障部分)は財源保障し 使途を特定した「交付金」化
- 3. 「交付金」は所管官庁が責任を持って担当
- 4. 公平と機会均等のために財政調整だけを行う 「新交付税」
- ▶ 地方債改革の一体化、「四」位一体改革を

地方の財源構成の新しい姿

	一般財源			特定財源	
歳 入	地方税 地方の課税自主権と財政 責任の確立		「新交付税」 財政調整	「交付金」 国の財政責任 (財源保障)	地方債 (新規の 交付税措 置なし)
が一般の配り	留保財源	基準財政収入			
り方	「機会均等分 その他(公共事業も含む)		(人口割)」		
			「基礎的サービス」		公共事業
哉出			上乗せ	最低保障 = ナショナル・ ミニマム	